

委 託 契 約 書 (案)

- 1 契約名 人事評価ツール再構築委託契約
- 2 契約期間 契約締結の日 から 令和7年3月31日まで
- 3 履行場所 別紙「人事評価ツール再構築委託仕様書」参照
- 4 業務内容 別紙「人事評価ツール再構築委託仕様書」のとおり
- 5 契約金額 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円)

上記委託業務について、佐賀県(以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)との間において、次のとおり契約を締結する。

(総則)

- 第1条 甲は、別紙委託仕様書に掲げる業務(以下「委託業務」という)を乙に委託し、乙は、これを受託し、委託業務及び甲の指示に従って処理するものとする。
- 2 前項の仕様書に明記されていない事項は、甲乙協議して定める。但し、軽微なものについては甲の指示に従うものとする。

(履行期間)

- 第2条 委託業務の履行期間は、契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

(権利義務譲渡の禁止)

- 第3条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

- 第4条 乙は、委託業務を第三者に再委託又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について書面により甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。
- 2 前項ただし書きにより、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合、乙は、当該委託に係る業務遂行能力を持ち、第11条第1項第7号に規定する契約解除要件に該当しない者を責任を持って選定することとし、委託先及び委託の範囲について事前に書面により甲に協議しなければならない。
- 3 乙は、前項による協議を行う場合、再委託予定者から甲が定める様式により、暴力団等と関係が無い旨の誓約書を提出させ、添付しなければならない。
- 4 乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して責任を負担することを条件とし、その旨を乙及び当該委託を受けた者の連名により明記した書面を第2項の協議に係る書面に添付するものとする。
- 5 乙から委託を受けた者はさらに他の第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(委託業務の調査等)

- 第5条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を調査し、乙に対して報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

- 第6条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、委託期間又は委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(損害発生時の処理)

- 第7条 乙は、委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、自己の責任と負担において処理しなければならない。ただし、その損害が甲の責に

帰する理由による場合においてはこの限りでない。

(完了報告書の提出)

第8条 乙は、委託業務を完了したときは、直ちに業務の完了に関する報告書（以下「完了報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、完了報告書を受領したときは、受領した日から10日以内にその内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により不合格の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。前2項の規定は、本項の規定による補正について準用する。
- 4 第2項（前項後段において準用する場合も含む。）の検査（以下「検査」という。）及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払)

第9条 乙は、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定により合格した旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第10条 乙の責に帰すべき理由により、契約期間内に委託業務を完了しない場合には、乙は、遅延日数に応じ、委託料に年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

- 2 甲に責に帰すべき理由により、第10条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、何等の催告なく直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 重大な過失又は背信行為があったとき。
- (2) 支払の停止があったとき、又は、差押え、仮差押え、仮処分、公売処分、これに順ずる処分を受けたとき、または、会社更生手続きの開始、民事再生手続きの開始、破産、若しくは競売の申し立てを受けたとき。
- (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (5) 乙の責に帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (6) 仕様書等に明記された能力を有しないなど、契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (7) 自己または自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げるものが、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積

極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害について、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

(違約金)

第12条 前条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
- 3 第1項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年2.5%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

(契約内容の不適合責任)

第13条 甲は仕様書等に規定するところにより乙が甲に引き渡すべき成果物（以下「本件成果物」という。）が仕様書等に適合しないことを知ったときは、乙に対しその旨を通知したうえで、期限を定め目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡し（以下「修補等」という）の請求をし、又は修補等に代えもしくは修補等とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定による契約内容の不適合の補修又は損害賠償の請求は、本件成果物の引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。
- 3 第1項の規定は、成果物の契約内容の不適合が仕様書の記載内容又は甲の指示等により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容又は指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかった場合は、この限りではない。

(契約保証金)

第14条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として金□□□円を甲に納付しなければならない。（又は「契約保証金は佐賀県財務規則第115条第3項第□号の規定により免除する。」とする。）

- 2 前項の契約保証金には利息をつけない。
- 3 甲は、乙が契約を履行したときに第1項に定める契約保証金を還付するものとする。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の実施上知り得た情報を他に漏らし又は他の目的に使用してはならない。

- 2 乙は、業務処理の結果（業務処理の過程において得た記録等を含む。）を他に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。
- 3 甲は、必要があるときは、甲の業務上の内容に関する乙の情報管理の状態を監査し指導することができる。この場合、乙は遅滞なくその指導に従うものとする。
- 4 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も効力を有する。

(個人情報の保護)

第16条 この契約による事務を処理するために、個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティの保護)

第17条 乙又は乙の使用人はこの契約による業務を行うために、甲の情報資産を取り扱う場合は、別記2「情報セキュリティ特記事項」を遵守しなければならない。

(権利の帰属)

第18条 本件成果物は甲の所有とする。

2 本件成果物の著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む)は、甲に帰属し、乙が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、甲の承諾を受けなければならない。

3 甲は、本件成果物を公表することができる。この甲の公表権について、乙はいかなる権利も主張できない。

4 委託業務の実施のために使用された甲が所有する資料等の著作権は甲に帰属する。ただし、乙が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、甲はその使用および複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は乙に帰属する。

5 第1項の成果物及び前項の資料等に、乙が従前から保有する知的財産権(著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む)が含まれていた場合は、乙に留保されるが、甲は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。

6 乙は、本条項に違反したことにより、甲及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

7 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も効力を有する。

(著作者人格権)

第19条 乙は、甲及び甲の指定する者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

2 乙の有する前項所定の著作者人格権を侵害する者がいる場合、甲より請求があったときは速やかに甲の請求にしたがい、当該侵害者に対し、著作者人格権を行使するものとする。

(第三者の権利侵害)

第20条 乙は、甲に対して、報告書が第三者の著作権、工業所有権その他の権利(以下「著作権等」という。)を侵害していないことを保証するものとする。

2 報告書が第三者の著作権等を侵害しているとして、乙と第三者との間に紛争が生じた場合には、乙は、甲に対し、その事実関係を速やかに通知しなければならない。

3 前項の場合、乙は、乙の責任と負担においてこれを解決しなければならない。ただし、当該侵害が甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

(指揮命令等)

第21条 乙は、乙の職員に対する業務の遂行、労働時間、企業秩序の維持・確保等に関する指示等の管理を自ら行い、業務の処理について使用者としての労働関係法規上のすべての責任を負うものとする。

(情報提供等)

第22条 甲は、乙が本契約履行のために必要な県の情報及び資料の提供に協力する。

2 乙は、前項の規定により提供された情報等を委託業務の目的以外に使用してはならない。また、甲が提供した資料は善良な管理のもとに保管し、契約終了までに甲に返還しなければならない。ただし、書面により甲の承諾又は指示があったものについてはこの限りではない。

(契約終了時の業務の引継、移行支援等)

第23条 契約の全部若しくは一部を解除、又は契約期間が終了した場合には、乙は、仕様書に定めるところにより、当該業務を甲が継続して遂行できるよう必要な措置を講ずるか、又は他者に移行する作業を支援しなければならない。

(損害賠償)

第24条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その

損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(費用の負担)

第25条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第26条 本契約に関し紛争が生じた場合は、日本の法律を準拠法とし、これに従って解釈されるものとする。また、本契約に関する調停、訴訟等は、佐賀地方裁判所又は佐賀簡易裁判所を専属管轄裁判所とする。

(協議)

第27条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする

令和 年 月 日

甲 佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県教育委員会事務局教職員課
課長 岡 祐一郎

乙